

# 令和3年度香川県飼養衛生管理指導等計画

令和3年4月1日  
香川県公表

## はじめに

- 1 本県では、平成30年1月、さらに令和2年11月～12月に高病原性鳥インフルエンザが発生した。その他の監視伝染病や生産性を阻害する疾病については、散発的に発生しており、その要因として、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の3に規定する飼養衛生管理基準の不遵守が考えられる。
- 2 このような中、本県の畜産業の現状、家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題等を踏まえ、法第12条の3の3に規定する飼養衛生管理指導等指針、法第3条の2に規定する特定家畜伝染病防疫指針に即し、法第12条の3の4の規定に基づく飼養衛生管理指導等計画（以下「指導計画」という。）を定めることにより、本県における家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止の徹底を図ることを目的とする。
- 3 本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度とし、国内外の家畜伝染病の発生状況や、法、特定家畜伝染病防疫指針及び飼養衛生管理指導等指針の改正等があった場合には、随時見直すこととする。

## 第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

### I 香川県の畜産業の現状

- 1 近年、本県の畜産業は、高齢化、後継者不足等により小規模経営を中心に離農が進む一方、規模拡大が進んでいる状況である。しかしながら、依然として、小規模経営も多数存在している。

#### 家畜別飼養戸数及び頭羽数の推移

|     |            | 28     | 29     | 30     | 31     | R2     |
|-----|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 乳用牛 | 戸数(戸)      | 92     | 84     | 82     | 80     | 67     |
|     | 頭数(頭)      | 4,790  | 4,620  | 4,680  | 4,640  | 4,760  |
|     | 1戸当たり頭数(頭) | 52.1   | 55.0   | 57.1   | 58.0   | 71.0   |
| 肉用牛 | 戸数(戸)      | 226    | 203    | 199    | 186    | 170    |
|     | 頭数(頭)      | 19,600 | 19,800 | 19,900 | 20,100 | 21,000 |
|     | 1戸当たり頭数(頭) | 86.7   | 97.5   | 100.0  | 108.1  | 123.5  |
| 豚   | 戸数(戸)      | 28     | 27     | 28     | 27     | -      |
|     | 頭数(頭)      | 39,000 | 37,600 | 38,700 | 38,500 | -      |

|     |             |         |         |         |         |   |
|-----|-------------|---------|---------|---------|---------|---|
|     | 1戸当たり頭数(頭)  | 1,392.9 | 1,392.6 | 1,382.1 | 1,425.9 | - |
| 採卵鶏 | 戸数(戸)       | 60      | 60      | 55      | 54      | - |
|     | 羽数(千羽)      | 5,014   | 5,344   | 5,446   | 5,495   | - |
|     | 1戸当たり羽数(千羽) | 66.9    | 65.4    | 783.0   | 79.2    | - |
| 肉用鶏 | 戸数(戸)       | 32      | 32      | 32      | 30      | - |
|     | 羽数(千羽)      | 2,063   | 2,173   | 2,059   | 2,153   | - |
|     | 1戸当たり羽数(千羽) | 64.5    | 67.9    | 64.3    | 71.8    | - |

農林水産省「食鳥流通統計」、「畜産統計」

注)1 頭羽数は各年2月1日現在

- 2 豚、採卵鶏及び肉用鶏の令和2年は、農林業センサ調査の実施年のため調査を休止
- 3 採卵鶏の戸数は、成鶏めす 1,000 羽未満の飼養者を含まない。また、種鶏のみの飼養者を含まない。
- 4 採卵鶏の羽数は種鶏を含まない。
- 5 採卵鶏の1戸当たり羽数は、種鶏を除く成鶏めす羽数の数値
- 6 肉用鶏の戸数及び羽数には、年間出荷 3,000 羽未満の飼養者を含まない

2 特に、家畜衛生に関しては、大規模経営における飼養衛生管理基準の遵守が進む一方、小規模経営においては、疾病発生予防の意識の不足、限られた労働力、資金不足等から、飼養衛生管理基準の遵守が不十分である事例が散見される傾向にある。

畜種別では、牛については、衛生管理区域に立ち入る車両の消毒や、衛生管理区域から退出する車両や搬出する物品の消毒等の遵守が不十分であることや、飼養衛生管理マニュアルが未作成である農場が多い。

豚については、衛生管理区域への野生動物の侵入防止対策や、飼養衛生管理マニュアルの作成が不十分である農場が多い。

鶏については、本県における、令和2年11～12月の高病原性鳥インフルエンザ発生を踏まえた対応が必要である。特に埋却地については、発生時に確保ができておらず、防疫措置完了までに長期間を要した事例があった。また、野生動物侵入防止対策が不十分である事例もあった。

このような状況を踏まえ、重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項を定め、指導を実施することが必要である。

3 飼養衛生管理の実施については、特に小規模経営においては、経営体ごとの経営力、リスク等に応じた対応が必要である。また、大規模経営においても、飼養頭数の増加に伴い、複数の衛生管理区域で飼養を行うことや、言語によるコミュニケーションに配慮する必要がある外国人も含め従業員を雇用し、飼養衛生管理を行う事例が増加しており、そのような体制への対応が必要である。

4 また、飼料運搬業者、死亡獣畜運搬業者など複数の畜舎及びその敷地に入出入りする者、家畜市場など家畜を集合させる催物の開催者、と畜場など家畜の集合する施設の所有者その他の畜産業に関連する事業を行う者(以下「関連事業者」という。)の活動は、畜産業にとって必要不可欠なものとなっている中、近年の関連事業者の規模拡大と広域化は、畜産業の生産性を向上させる一方で、ひとたび疾病が発生した際には広域的な感染拡大のリスクも有している。

- 5 さらに、養豚業では、食品残さを原材料とする飼料を利用することにより資源の有効利用に資するなど、循環型社会の形成に寄与する取組を実施してきたが、特に、食品残さを原材料とする飼料の利用に関し、加熱等の対策が不十分な飼料の給餌によって家畜伝染病の発生を招いた可能性が指摘されている事例が、国内外で発生しているなど、生産振興施策の推進と対をなす家畜衛生上の課題も表面化している。
- 6 これらの認識を全ての関係者が共有し、家畜の伝染病の発生予防及びまん延防止に取り組むことが重要である。

## II 家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

### 1 概要

本県において、平成 30 年 1 月、さらに令和 2 年 11 月～12 月に高病原性鳥インフルエンザが発生した。その他の監視伝染病や生産性を阻害する疾病については、散発的に発生している。

### 2 家畜区分ごとの家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

| 家畜区分 | 家畜の伝染性疾病の発生状況  | 家畜衛生上の課題   |
|------|--|--|
| 牛    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ヨーネ病については、平成 24 年度の発生以降、県内での発生は無い。</li> <li>・ 牛ウイルス性下痢については、県内において継続的に発生。</li> <li>・ 牛伝染性リンパ腫については、県内において継続的に発生。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ヨーネ病は、全国的にまん延傾向にあるとともに、今後とも摘発・淘汰による防疫措置を実施する必要がある。発症までの期間が長いことから、サーベイランスにより農場の状態を把握するとともに、家畜の導入に当たっては出荷農場の状態把握、個体の陰性確認、導入後の検査など、本病を農場に持ち込まないことが重要である。</li> <li>・ 牛ウイルス性下痢は、持続感染牛を摘発し淘汰を指導する等の対策を実施する必要がある。発生予防のため、導入牛の隔離・検査の実施等により、農場に持続感染牛を導入しないことが重要である。</li> <li>・ 牛伝染性リンパ腫は、抗体陽性牛の把握と分離飼育、高リスク牛の淘汰を指導する必要がある。また、排せつ物・敷料の適切な処理や定期的な清掃・消毒により牛舎内を清潔に保つとともに、子牛への適切な初乳の給与や成牛群との分離など、日頃から適切な飼養衛生管理を行うことが重要である。さらに、導入牛検査等により、本病感染牛を事前に把握することが重要である。</li> </ul> |
| 豚    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 豚熱については、現時点では県内での発生は無い。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 豚熱は、先般改正した飼養衛生管理基準への速やかな対応が求められている。防護柵の設置、畜舎、堆肥舎等への防鳥ネット設置等による野生動物侵入防止対策や、農場出入時の消毒や衛生管理区域内外、畜舎内外での交差汚染防</li> </ul>  |

|   |  |  |
|---|--|--|
|   | <ul style="list-style-type: none"> <li>豚流行性下痢(PED)については、平成 27 年度以降、県内での発生は無い。</li> <li>豚繁殖・呼吸障害症候群(PRRS)は、県内で継続的に発生している。</li> </ul>                              | <p>止対策が重要である。また、食品残さを原材料とする飼料の適切な加熱等徹底した対策が必要である。さらに、野生いのししサーベイランス検査等の実施により、本病の県内への侵入状況の適切な把握が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>豚流行性下痢(PED)、豚繁殖・呼吸障害症候群(PRRS)等は、生産性を低下させる疾病であるが、不顕性感染を示すこともあるため、これらの病原体が、養豚農場への侵入が認知されないまま、農場内にまん延するおそれがある。このため、家畜の所有者等は、これら疾病の侵入リスクを認識し、飼養衛生管理の遵守徹底を図るとともに、導入時検査、ワクチネーション等の取組を適切に実施する必要がある。</li> </ul>  |
| 鶏 | <ul style="list-style-type: none"> <li>高病原性鳥インフルエンザについては、平成 30 年1月に県内で発生(1農場)。さらに、令和2年 11～12 月に 13 農場で発生。</li> <li>サルモネラ属菌等の感染、コクシジウム症、外部寄生虫病による皮膚疾患等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年の高病原性鳥インフルエンザの第1例目の発生が 11 月上旬であったことから、農場での発生を防ぐためには、毎年 9～10 月までに、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認を完了しておく必要がある。</li> <li>農場や鶏舎内への鳥インフルエンザウイルスの侵入経路として、野鳥やネズミ等野生動物や、農場内外における人、車両、物等の動きによる交差汚染が考えられることから、防鳥ネット、金網等の侵入防止対策や、農場内外における消毒の徹底等、飼養衛生管理区基準の遵守徹底が重要である。</li> <li>令和2年の発生では、処分した鶏の数が膨大であり、埋却地の確保が不十分であったことから、防疫措置完了までに長期間を要した事例があった。なお、焼却処分を行う場合は焼却完了までに長期間を要することから、埋却地の確保を指導・推進する。</li> <li>サルモネラ属菌等の感染、コクシジウム症、外部寄生虫病による皮膚疾患、その他不顕性感</li> </ul> |

|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | <p>染を示しながら 家畜の生産性を大きく低下させる疾病が多数あり、これらの病原体が、農場への侵入が認知されないまま、農場内にまん延するおそれがある。このため、家畜の所有者等は、これらの疾病の侵入リスクを認識し、飼養衛生管理基準の遵守徹底を図ることが重要である。</p> |
|--|--|---|

### 3 県、市町等における課題

- (1) 家畜の伝染性疾病による畜産業への被害を最小限に抑えるため、市町、関連事業者、生産者団体及び民間の獣医師等と協力して、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に向けた事前対応型の防疫体制を整備する必要がある。
- (2) 市町、関連事業者、生産者団体及び民間の獣医師等は、相互に連携を図りながら、家畜の所有者及び飼養衛生管理者(以下「家畜の所有者等」という。)との関係構築に努め、正しい知識の普及、情報の収集及び提供、人材の養成及び確保、迅速かつ的確な連絡体制の整備のための、協働体制の構築に取り組むことが重要である。

### Ⅲ 指導等の実施に関する基本的な方向

#### 1 指導等に関する基本的な方向

##### (1) 指導等の実施において重視する事項及び基本的考え方

家畜の所有者等及び関連事業者に対して家畜ごとに定められた飼養衛生管理基準の内容の普及を図るとともに、家畜の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を把握し、遵守が不十分であると認められる場合は、指導等を実施する。特に、家畜の所有者等に対し、外国人を含む従業員へ、外国からの畜産物の持ち込み禁止、早期通報体制の確実な整備を徹底させる。

##### (2) 家畜の所有者等への情報の周知

平常時から家畜の所有者等との連絡体制を確保し、国内外における疾病発生状況や、疾病発生時の対応の周知に努める。

##### (3) 市町、生産者団体及び民間の獣医師等との協働体制の構築

市町、生産者団体及び民間の獣医師等との協働体制を構築し、最新の家畜衛生に関する情報の共有及び家畜の飼養農場に関する情報の収集を行う体制を整備する。

##### (4) 家畜所有者等の連絡先の聴取

家畜所有者等にメールアドレス等連絡先の聴取を行い、国及び県から発信される家畜衛生に関する情報を適時把握できる環境を整備する。なお、環境が整備されるまでの間は、FAX等による代用も可とする。

##### (5) 生産性を阻害する疾病の低減

呼吸器病や下痢症、乳房炎等、致死的な症状を示さないものの、出生率や増体率の低下、乳質や乳量の減少等の生産性を阻害する疾病に対する認識や理解の向上に努め、飼養衛生管理基準の遵守を徹底するとともに、異常を呈する家畜を発見した場合の早期通報等について指導する。

##### (6) 動物用医薬品の適正な流通・使用

抗菌剤の不適切な使用によって発生・増加する薬剤耐性菌は、畜産分野において、家畜の治療を困難とするほか、人の感染症の治療も困難とするおそれがあり、近年、国際的に、更なる対策の強化が求められている。このような情勢を十分に認識し、抗菌剤の不適切な使用による薬剤耐性菌の出現を防ぐため、販売業者、獣医師、家畜の所有者等の抗菌剤の慎重使用に関する認識の向上を図り、抗菌剤を含む動物用医薬品の適正な流通・使用が図られるよう監視及び指導を徹底する。

##### (7) 野生動物への対策強化等に関する考え方や対応方針等

市町、関係団体及び地域の関係者と協力し、野生動物の捕獲や、清浄性又は浸潤状況を確認

するための野生動物の検査のほか、食品残さ等を介した野生動物への感染を防止するためのゴミ箱や看板の設置等の適切な対策を総合的に推進する。また、家畜の所有者等に対し、野生動物が隠れる場所をなくすよう、衛生管理区域周囲の除草その他の必要な措置を講ずるとともに、衛生管理区域並びに畜舎及び飼料倉庫、堆肥舎等の関連施設に野生動物が侵入しないよう、防護柵、防鳥ネットの設置等、家畜の飼養農場が置かれた状況を踏まえた効果的な対策を講ずるよう指導する。

## 2 指導等の実施に関する基本的な方向

- (1) 飼養衛生管理者に対し、飼養する家畜の飼養衛生管理について、農場ごとに作成する衛生管理マニュアルも踏まえ、少なくとも年1回以上、自己点検を行い、その結果を家畜の所有者と共有するよう指導等を行う。
- (2) 指導計画を定め、原則として3年ごとに見直しを行う。指導計画の規定事項のうち、特に「重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項」については、家畜の種類ごとに当該事項を明らかにするとともに、それぞれ指導等に必要な期間及びその理由を明らかにする。また、計画期間中に、当該都道府県内の全農場における必要な指導等が完了するよう、地域ごとの家畜の飼養農場数、家畜の飼養状況、指導等の進捗状況等を踏まえ、毎年度、優先的に指導等を実施すべき家畜の種類、地域及び重点的に指導等を行うべき飼養衛生管理基準の事項並びにその理由(以下「優先事項等」という。)を定め、地域の関係者の連携した防疫活動の実施等に資するため、別途公表する。また、指導計画の策定及び見直しに当たっては、指導計画の実施に係る年度ごとのスケジュール(以下「年間指導スケジュール」という。)を3年分作成し、以降、毎年度、必要に応じて見直しを行う。
- (3) 毎年、家畜の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況について、国が示す様式を使用し、確認を行う。その際、飼養衛生管理者が法第12条の4による定期報告等として行う自己点検の結果も併せて確認する。当該確認の結果、飼養衛生管理基準の遵守状況が著しく不十分である場合等、衛生管理の改善のために必要と考えられる場合は、法第12条の5及び第12条の6の指導及び助言並びに勧告等を実施する。また、県は、自己点検の方法等についても、必要な助言等を行う。
- (4) (3)の確認を立入りにより行うことが望ましいが、従前の遵守状況、指導等の経過等を考慮し、必ずしも家畜防疫員の指導等が必要ないと考えられる場合は、電話、写真、動画等又は市町、関連事業者、生産者団体及び民間の獣医師等の農場立入時の情報収集に基づき確認を行うことを可とする。ただし、計画期間中、全ての農場に少なくとも1回は、家畜防疫員が立入りを行う。
- (5) 市町、関連事業者、生産者団体及び民間の獣医師等による情報収集を行おうとする場合は、必要な知識・技術の習得・向上に関する研修等を実施することとする。なお、市町、関連事業者、生産者団体及び民間の獣医師等は、(4)の情報収集の際、自己点検の方法等について、国又は県が作

成するパンフレット等を用いて、進言等を行う。

- (6) 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認及び指導等については、指導計画及び(2)により公表した優先事項等に即して、計画的に実施するよう努めることとする。なお、(3)及び(4)の結果、家畜の伝染性疾病の発生状況、新たに優先的に指導等を行うべき家畜の種類、地域、項目等が判明した場合には、優先事項等を変更する。

## 第二章 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向を把握するために必要な情報の収集に関する事項

### I 実施方針

- 1 家畜の飼養に係る衛生管理の状況に関する情報収集を行うとともに、家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向を把握するため、家畜防疫対策要綱（平成11年4月12日付け11畜A第467号農林水産省畜産局長通知）別記1「監視伝染病のサーベイランス対策指針」に基づく国からの通知等に基づき、全国的サーベイランス及び地域的サーベイランスを計画的に実施する。
- 2 全国的サーベイランス及び地域的サーベイランスの実施に関する計画（時期、地域、検査対象、方法等）について、毎年作成し、「サーベイランススケジュール」として公表する。

### 第三章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

#### I 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

##### 1 重点的に指導等を実施すべき事項及び指導等の実施方針

| 家畜区分    | 重点的に指導等を実施すべき事項  | 指導等を実施する<br>目安の地域、時期等 | 実施の方法            |
|---------|--|-----------------------|------------------|
| 牛       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底</li> <li>・ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等</li> <li>・ 衛生管理区域から退出する車両の消毒</li> <li>・ 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等</li> <li>・ 埋却等の準備</li> </ul>   | 県下全域 通年               | 情報提供、立入指導、研修会開催等 |
| 豚及びいのしし | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底</li> <li>・ 野生動物侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕等</li> <li>・ 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用</li> <li>・ 畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置及び使用</li> <li>・ 埋却等の準備</li> <li>・ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等</li> <li>・ 衛生管理区域から退出する車両の消毒</li> <li>・ 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等</li> </ul>                          | 県下全域 通年               | 情報提供、立入指導、研修会開催等 |
| 鶏       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底</li> <li>・ 野生動物侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕</li> <li>・ 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用</li> <li>・ 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用</li> <li>・ 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒</li> <li>・ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等</li> <li>・ 衛生管理区域から退出する車両の消毒</li> <li>・ 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等</li> <li>・ 埋却等の準備</li> </ul> | 県下全域 通年               | 情報提供、立入指導、研修会開催等 |

## 2 各年度の優先事項等

### 令和3年度 優先事項等

| 家畜区分    | 重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項  | 優先的に指導等を実施する地域 | 理由                       | 時期 |
|---------|---|----------------|--------------------------|----|
| 牛       | <ul style="list-style-type: none"> <li>飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底</li> <li>埋却等の準備</li> </ul>  | 県下全域           | 口蹄疫等の伝染性疾患の発生予防のため       | 通年 |
| 豚及びいのしし | <ul style="list-style-type: none"> <li>飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底</li> <li>野生動物侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕等</li> <li>衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等</li> <li>衛生管理区域から退出する車両の消毒</li> <li>衛生管理区域から搬出する物品の消毒等</li> <li>埋却等の準備</li> </ul>                             | 県下全域           | 豚熱、アフリカ豚熱等の伝染性疾患の発生予防のため | 通年 |
| 鶏       | <ul style="list-style-type: none"> <li>飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底</li> <li>野生動物侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕</li> <li>衛生管理区域内の整理整頓及び消毒</li> <li>衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等</li> <li>衛生管理区域から退出する車両の消毒</li> <li>衛生管理区域から搬出する物品の消毒等消毒等</li> <li>埋却等の準備</li> </ul> | 県下全域           | 鳥インフルエンザ等の伝染性疾患の発生予防のため  | 通年 |

令和4年度 優先事項等

| 家畜区分    | 重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項   | 優先的に指導等を実施する地域 | 理由                       | 時期 |
|---------|--|----------------|--------------------------|----|
| 牛       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・埋却等の準備</li> </ul>  | 県下全域           | 口蹄疫等の伝染性疾病発生時対応のため       | 通年 |
| 豚及びいのしし | <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用</li> <li>・畜舎ごと専用の衣服及び靴の設置及び使用</li> <li>・埋却等の準備</li> </ul>   | 県下全域           | 豚熱、アフリカ豚熱等の伝染性疾病の発生予防のため | 通年 |
| 鶏       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・野生動物侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕</li> <li>・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒</li> <li>・衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等</li> <li>・衛生管理区域から退出する車両の消毒</li> <li>・衛生管理区域から搬出する物品の消毒等</li> <li>・埋却等の準備</li> </ul> | 県下全域           | 鳥インフルエンザ等の伝染性疾病の発生予防のため  | 通年 |

令和5年度 優先事項等

| 家畜区分    | 重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項   | 優先的に指導等を実施する地域 | 理由                             | 時期 |
|---------|--|----------------|--------------------------------|----|
| 牛       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等</li> <li>・衛生管理区域から退出する車両の消毒</li> <li>・衛生管理区域から搬出する物品の消毒等</li> <li>・埋却等の準備</li> </ul> | 県下全域           | 口蹄疫等の伝染性疾病の発生予防のため             | 通年 |
| 豚及びいのしし | <ul style="list-style-type: none"> <li>・畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置及び使用</li> <li>・埋却等の準備</li> </ul>   | 県下全域           | 豚熱、アフリカ豚熱等の伝染性疾病の発生予防・発生時対応のため | 通年 |

|   |  |      |                         |    |
|---|--|------|-------------------------|----|
| 鶏 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・野生動物侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕</li> <li>・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒</li> <li>・衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等</li> <li>・衛生管理区域から退出する車両の消毒</li> <li>・衛生管理区域から搬出する物品の消毒等</li> <li>・埋却等の準備</li> </ul> | 県下全域 | 鳥インフルエンザ等の伝染性疾病の発生予防のため | 通年 |
|---|--|------|-------------------------|----|

## II I 以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項

- 1 飼養衛生管理基準が定められた家畜の種類ごとに、主要な伝染性疾病に関し、その病原体の伝播経路(感染方式)及び有効な消毒薬並びに感染した家畜の病態等について、市町、関連事業者、生産者団体及び民間の獣医師等と連携して周知を図る。
  
- 2 家畜の伝染性疾病の発生等により、飼養衛生管理基準に規定する内容以外の飼養衛生管理上の措置が必要となった場合には、家畜の所有者等に対し、その必要となった措置を講ずるよう指導を行う。

## 第四章 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する事項

### I 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針

- 1 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止を地域レベルでより実効的に確保するためには、家畜の所有者又はその組織する団体が、各地域において自助・共助の考えの下に自衛防疫団体等を設置し、飼養衛生管理基準の内容や指導事項に関する情報共有、飼養衛生管理に係るマニュアルの策定、効果的な飼養衛生管理に関する研修の実施、先進的な畜産経営における衛生管理の取組状況の紹介、衛生対策設備の施工業者の案内、補助事業に関する情報の共有、防疫資材の共同購入・備蓄、一斉消毒の共同実施等の自主的措置に取り組むことが重要である。
- 2 国や市町と、相互に連携を図りながら、1の自主的措置に対して、国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況、最新の科学的知見や疫学情報等を踏まえ、飼養衛生管理基準の遵守に当たり有益な技術的助言等を行うとともに、研修会又は講習会を開催する場合に専門家の派遣を行う。
- 3 生産者団体、獣医師の組織する団体、共済団体、猟友会、関連事業者等が相互に連携して行う下記取組について、必要な支援を行う。
  - (1) 平常時における、家畜の所有者等に対する飼養衛生管理基準の内容等に関する研修会や説明会の開催、県等が実施する防疫演習への協力、飼養衛生管理マニュアルの作成、自己点検等に関する技術的な助言等
  - (2) 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾病の感染確認時における、飼養衛生管理の状況の確認や野生動物における浸潤状況調査等への協力、緊急の支援策の運営など地域における家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に主体的に取り組むことを促すため、これらの団体による協議会等の設置を促進する。

## 第五章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

### I 県の体制整備

#### 1 家畜防疫員の確保

法第 53 条第4項において、知事は、法に規定する事務を処理するために必要となる員数の家畜防疫員を確保するよう努めることとされている。このため、県は、平常時から、民間獣医師（小動物診療従事者を含む。）の家畜防疫員への任命、公衆衛生分野の公務員獣医師や獣医師以外の県職員の家畜防疫員への任命、退職獣医師等の人材の活用等を通じ、家畜防疫員の確保を計画的に図るよう努める。

#### 2 家畜防疫員の育成

関係都道府県及び国が組織する協議会等において、家畜防疫員に対する研修会及び講習会に関する優良事例等の情報共有を図りながら、県において家畜防疫員に対する研修会等を積極的に開催するよう努める。なお、研修等の内容については、検査等実技演習の実施や、各部局と連携し、施設整備、生産性向上、コスト低減、経営継承、環境問題等の家畜衛生以外の情報を含めた総合的な指導力を養えるものとなるよう努める。

### II 飼養衛生管理者の選任、研修等

#### 1 法第 12 条の 3 の 2 に基づく飼養衛生管理者の選任に関する方針

(1) 飼養衛生管理者は、国及び県から提供される最新の家畜衛生に関する情報も活用し、衛生管理区域における飼養衛生管理の適正な実施を担保する中心的存在として、選任されるものである。このため、家畜の所有者によって選任された飼養衛生管理者が、衛生管理区域において、現に、家畜と接する従事者等が飼養衛生管理を適正に実施しているかを確認し、必要に応じて指導することができる者であるかを担保する観点から、(2)から(4)までにより選任指導を行う。

(2) 家畜の所有者に対し、衛生管理区域ごとに、その衛生管理区域の管理経験や知識、管理指導の能力が豊富な者を、飼養衛生管理者として選任するよう指導等を行う。

なお、家畜の所有者自身が、実際に家畜に接する従事者などの管理が可能な衛生管理区域について、飼養衛生管理者になることも可能である。

(3) 家畜の所有者に対し、衛生管理区域ごとに、それぞれ別の飼養衛生管理者を選任するよう指導等を行う。ただし、衛生管理区域が隣接している場合や、その経営形態の性質からいって、複数の衛生管理区域を一人で管理したとしても、飼養衛生管理基準や適切な防疫手法の共有をはじめとした業務の実施に支障がない場合には、この限りでない。

(4) 衛生管理区域ごとの飼養衛生管理者の選任状況を、毎年の定期報告により把握する。

- ① 飼養衛生管理者が選任されていない衛生管理区域が生じないよう、定期報告により、飼養衛生管理者を選任していない衛生管理区域があることが明らかになった場合には、期限を定めるなど、速やかに選任するよう指導を徹底する。
- ② また、定期報告により報告された飼養衛生管理者の住所が衛生管理区域から著しく遠方にある場合や、多数の衛生管理区域がありながら、一人の飼養衛生管理者しか選任していない場合等、衛生管理区域において飼養衛生管理が適正に行われているかを確認及び指導することが事実上困難と考えられる場合には、県は、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理者の選任状況を見直すよう指導等を行う。
- ③ 飼養衛生管理者の変更等があった場合には、速やかに管轄の家畜保健衛生所に届出するよう指導する。

## 2 飼養衛生管理者に対する研修・教育に関する方針

飼養衛生管理者がその業務を行うために必要な知識・技術の習得・向上を図ることができるよう、原則として、毎年1回以上、以下の事項に関する研修の機会を提供するとともに、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理者を当該研修に参加させるよう指導等を行う。また、家畜の所有者自身が当該研修に参加することも併せて推奨する。なお、研修会の開催のほか、資料等の提供により飼養衛生管理者に必要な知識・技術の習得・向上を図ることも可能とする。

- ① 海外及び国内(特に当該都道府県)における家畜の伝染性疾病の発生の状況・動向
- ② 飼養衛生管理基準の内容及び同基準を遵守するための具体的な措置の内容
- ③ 県の指導計画の内容
- ④ その他必要な知識・技術の習得・向上に資する事項

## 3 飼養衛生管理者に対する情報提供に関する方針

(1) 必要に応じて、飼養衛生管理者に対し、以下の情報を直接提供する。

- ① 平常時には、国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況、最新の科学的知見に関する事項、飼養衛生管理者家畜に対する研修に関する事項、国又は県による飼養衛生管理に係る調査、注意喚起又は指導に関する事項、家畜の伝染性疾病の発生状況の調査に関する事項等
- ② 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾病の感染確認時には、当該疾病の発生状況に関する事項、法に基づく制限等に関する事項、国又は県による緊急の飼養衛生管理に係る調査、注意喚起又は指導に関する事項等

(2) また、言語によるコミュニケーションに配慮する必要がある外国人従業員向けの情報提供に配慮し、外国語による資料の作成・提供等を行うよう努める。また、技能実習生の受入団体等に対し、研修の実施、当該団体を通じた情報提供等を働きかける。

### Ⅲ その他指導等の実施体制に関する事項

- 1 法第 12 条の3の4第5項に基づき指導計画を国に報告するに当たり、年間指導スケジュールを添付する
- 2 前年度の指導計画の実施状況、その年の家畜の飼養衛生管理の状況及び家畜防疫員の確保状況を、国が別途示す様式により、7月 31 日までに国へ報告する。  
また、法第 12 条の5の規定による指導及び助言、法第 12 条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令の実施状況を、4半期ごとに国へ報告する。また、法第 12 条の6第3項及び第 34 条の2第3項の命令違反者を公表する場合は、(2)の様式により、速やかに国へ報告する。

## 第六章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項

### I 協議会等の活用と相互連携に関する方針

| 協議会等の種類      | 構成  | 設置時期 | 事務局          | 協議内容  |
|--------------|---|------|--------------|---|
| 香川県家畜衛生推進会議  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県</li> <li>・ 県内市町</li> <li>・ 関係者（必要時）</li> </ul>   | 令和2年 | 農政水産部<br>畜産課 | <p>①平常時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飼養衛生管理基準の制度内容、飼養衛生管理の現況、国又は都道府県による飼養衛生管理の向上のための指導事項等の情報共有</li> <li>・ 家畜の所有者等向けの研修会及び説明会の開催</li> <li>・ 家畜伝染病発生時の人員及び資材等の融通</li> <li>・ 埋却地の確保等の連携強化に関する協議</li> <li>・ 野生動物への感染防止対策に関する協議等</li> </ul> <p>②家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾患の感染確認時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人員及び資材の融通</li> <li>・ 周辺農場における発生状況及び衛生管理の状況並びに野生動物における浸潤状況調査等の防疫措置の実施に係る相互連携</li> <li>・ 移動又は移出の制限、ワクチン接種時の生体等の広域移動</li> <li>・ 埋却地の確保等まん延防止対策に係る協議</li> <li>・ その他疫学情報の共有、経営再開支援策に関する情報共有</li> </ul> |
| 東部地域家畜衛生推進会議 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県</li> <li>・ 東部管内市町</li> <li>・ 関係者（必要時）</li> </ul> | 令和2年 | 東部家畜保健衛生所    | 香川県家畜衛生推進会議の協議内容に準じる  |
| 西部地域家畜衛生推進会議 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県</li> <li>・ 西部・西讃管内市町</li> </ul>                  | 令和2年 | 西部家畜保健衛生所    | 香川県家畜衛生推進会議の協議内容に準じる  |

|               |           |   |          |                           |
|---------------|-----------|---|----------|---------------------------|
|               | ・関係者（必要時） |   |          |                           |
| 四国4県家畜防疫推進協議会 | ・四国4県     | — | 四国4県持ち回り | 家畜防疫等、家畜保健衛生業務に関する情報共有と連携 |
| 四国地区畜産課長会     | ・四国4県     | — | 四国4県持ち回り | 家畜防疫等、畜産関係所管業務に関する情報共有と連携 |

## II 家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応に関する方針

- 1 豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫、牛疫及び鳥インフルエンザ等の重大な伝染性疾病が家畜において発生し、又は野生動物において確認された場合には、防疫指針に基づき、豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫、牛疫及び鳥インフルエンザ等について適切にサーベイランスを実施するとともに、周辺の家畜の飼養農場に対し、当該疾病の発生・確認に伴い設定される制限区域内を中心に、飼養衛生管理基準の遵守状況について速やかに緊急点検を実施する。
- 2 その際、現に近隣諸国や国内で疾病が発生していること及び既に病原体が農場内に侵入している可能性があることを踏まえ、飼養衛生管理基準のうち、特に「II 衛生管理区域への病原体の侵入防止」及び「IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止」が確実に実施されているかを確認し、実施が不十分と考えられる場合には、法第34条の2に基づき緊急の勧告又は命令を行う。
- 3 周辺の家畜の飼養農場において特定症状が確認された場合の早期通報が円滑かつ確実に行われるよう、疾病の発生状況、管轄家畜保健衛生所の電話番号等の連絡方法、通報が必要となる症状等について周知する。

## III 通常の家畜の飼養農場以外の場所への対応に関する方針

- 1 通常の家畜の飼養農場以外の場所(観光牧場、動物園、愛玩動物飼育場等)についても、その定期的・計画的な指導等のため、本指針及び指導計画の対象とする。
- 2 その際、それぞれの飼養環境・形態の特徴、人及び野生動物との接触の機会等を考慮の上、衛生管理区域の適切な設置、重点的に消毒を強化するポイント等の飼養衛生管理上の留意点を明示的に指導等を行う。  
また、動物園等を対象に指導等を行う場合には、畜産部局以外の関係部局に飼養衛生管理基準の遵守の重要性を説明した上で、適切に連携して行う。